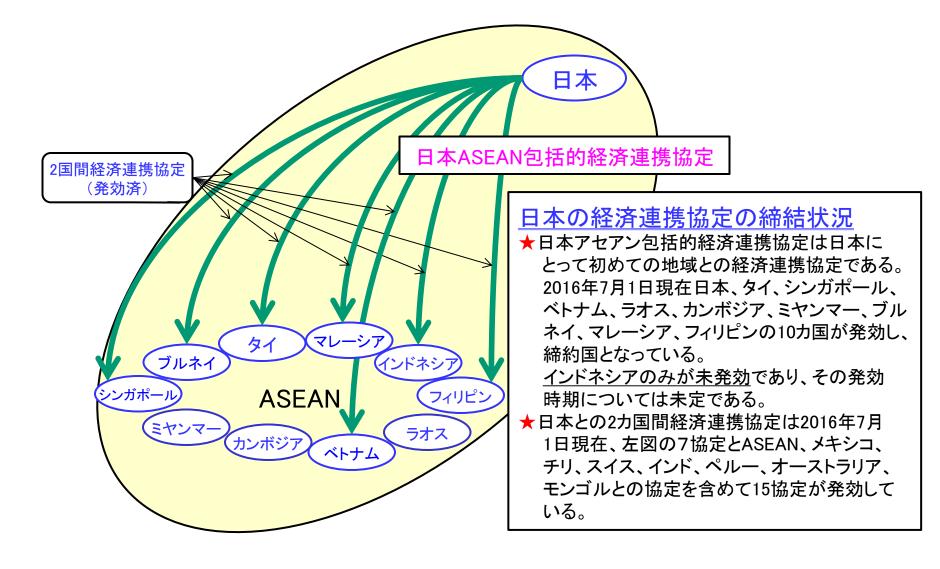
日本ASEAN包括的経済連携協定の特徴



日本ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP) と2国間経済連携協定との関係と特徴



(参考)AJCEPとASEAN諸国との二国間EPAとの関係

★日本ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP)は署名国すべて発効すると、アセアン諸国との二国間経済連携協定(EPA)との関係はどうなるのか?

ASEAN諸国との二国間EPAとは全く別個の協定!

AJCEPとASEAN諸国との 二国間EPAとは法的な優先 関係は存在せず、全く個別 の協定



AJCEPとASEAN諸国との 二国間EPAの両方が利用可能である国との貿易では、 取引産品がそれぞれの協定 の原産地規則を満足する 原産品と認められる場合、 それぞれの協定上の特恵税 率の適用が可能



AJCEPとASEAN諸国との 二国間EPAのどちらの特恵関 税が適用されるかは、原則、 輸入者がどちらの協定(EPA) に基づく特定原産地証明書を 添付して輸入国税関に申告す るかによる

★AJCEPと二国間EPAの物品貿易の条件(原産地規則、税率等)を比較し、より有利な条件のEPAをご利用ください

日本とASEAN諸国との二国間EPA

(注: 2016年5月31日現在インドネシアはAJCEP未発効、二国間EPAのみ適用)

シンガポール	利用可能(02年11月発効済)	ブルネイ	利用可能(08年7月発効済)
マレーシア	利用可能(06年7月発効済)	インドネシア	利用可能(08年7月発効済)
タイ	利用可能(07年11月発効済)	ベトナム	利用可能(09年10月発効済)
フィリピン	利用可能(08年12月11日発効済)		

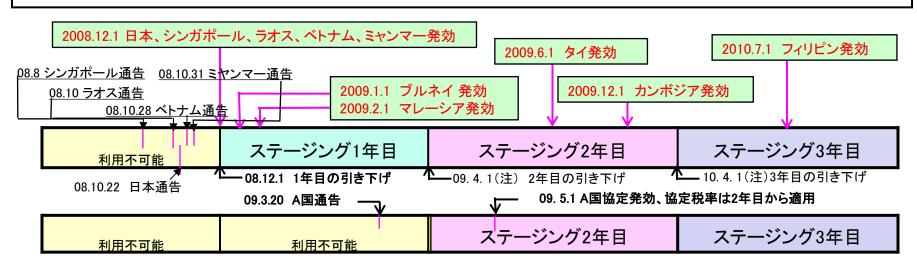
出典:経済産業省「日アセアン包括的経済連携(AJCEP)協定について」

発効とステージング

- 1. 発効: 日本及びアセアン側の少なくとも1カ国が国内手続きが完了した旨を他の署名国政府に通告した月の後2番目の月の1日にこれらの通告を終えた当該各国の間で発効する(協定文第79条)
 - 1-(1) 協定の「効力」が及ぶのは国内手続きが完了した旨の通告を終えた協定署名国(締約国)のみである
 - 1-(2) 2008年12月1日に発効したのは2008年10月中に通告を行った日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミヤンマーが 締約国となり、これらの締約国間でAJCEPの利用が可能になった
 - 1-(3) 2008年11月以降に通告した他の署名国は、通告を行った月の後2番目の月の1日に発効し、協定利用が可能になる

2. ステージング

2-(1) 2008年12月1日の協定発効により、AJCEPの基準年は2008年である。例えば、2008年12月1日の発効後2009年3月20日にA署名国が通告し、2009年5月1日にA締約国として協定の効力が及び、協定の利用が可能になる。ただし、A国以外の締約国からの原産品に対するA国のAJCEP協定税率は、2年目の引き下げが行われた後のステージング表に基づくAJCEP協定税率からとなる



出所:経済産業省「日アセアン包括的経済連携(AJCEP)協定について」

(注):マレーシア、カンボジア、インドネシアは毎年1月1日引き下げ

原産地規則の特徴

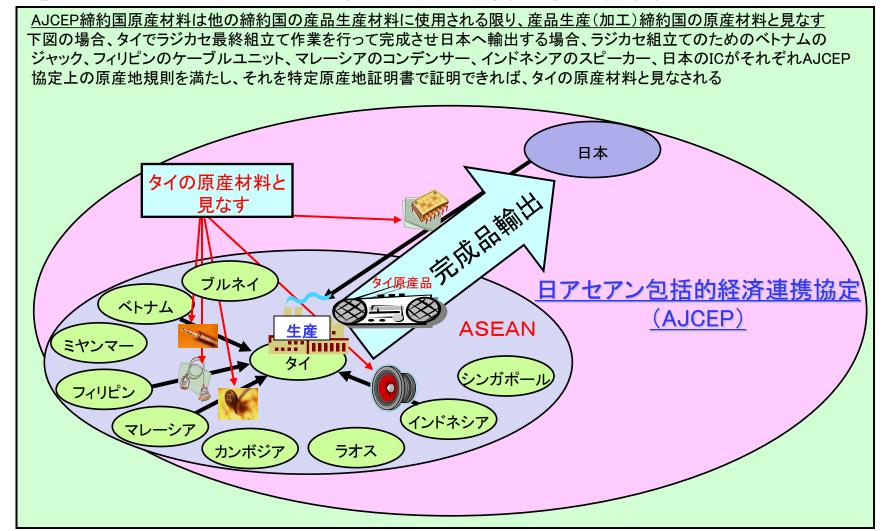
輸出産品が原産品であるか否かの基準(原産地規則)は、以下の(1)~(3)の規定によるが、日本ASEAN包括的経済連携協定では (3)の輸出産品の場合、品目別規則(附属書2)を調べ、原産地規則記載のない品目は第26条1項の一般規則を満たす必要がある。 原産地証明書は、輸出産品がこの基準を満たしていることを審査の上、基準を満たしていれば発給される。

		概要	適用される産品例	
(1)完全生産品		締約国の区域内において、完全に生産される産品を 原産品とする	農産品、動植物、鉱物資源等の天然産品	
(2)当該締約国の原産材料 のみから生産される産品		当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域 において生産される産品	加工食品など	
(3)非原産材料を用いて加工 された産品		非原産材料を使用して当該締約国で生産される産品であって、一般ルールと附属書2(品目別規則)に定める実質的変更基準をみたすもの		
一 般 規 則	(3)-① 付加価値基準	加工の結果、産品に付加された価値が40%以上となる場合に、原産品とする	鉱工業品	
	(3)-② 関税分類変更基準	輸入原料・部品の関税分類番号 ^(注) と完成品の関税 分類番号が4桁レベルで異なれば、完成品の製造国 の原産品とする	日アセアン包括的経済連携協定では、鉱工業 品の場合、付加価値基準もしくは関税分類変 更基準のいずれか一方を満たすことをもって原	
	(3)-③ 付加価値基準	加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率 (例:40%)以上となる場合に、原産品とする	産品とするルールが多い	
品目別規則	(3)-④ 関税分類変更基準	輸入原料・部品の関税分類番号 ^(注) と完成品の関税 分類番号が異なれば、完成品の製造国の原産品と する		
	(3)-⑤ 加工工程基準	各製品について、重要と認められた製造作業または 技術的な加工作業を例示し、域内で当該加工作業が 2つ以上行われたことをもって原産品とする	繊維製品:日アセアン包括的経済連携協定 では絹織物・紡毛織物・綿織物等の場合、 CTHとの選択できる基準として存在する	

(注)関税分類番号(HSコード):すべての貿易品目の分類に用いられる世界的に統一された番号

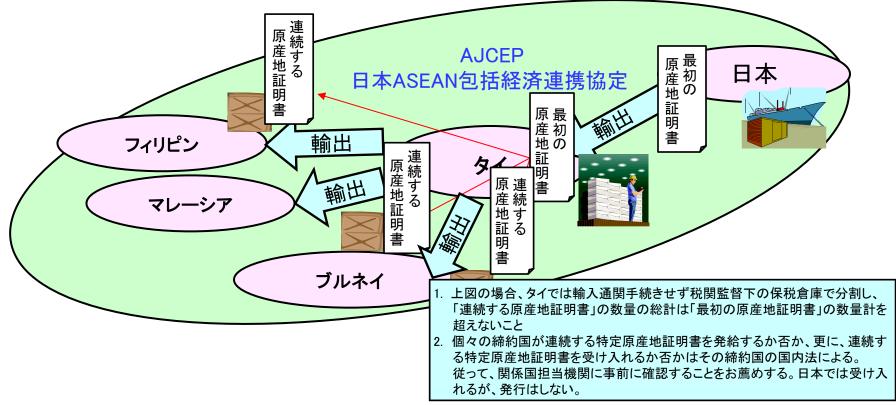
累積規定(第29条)

締約国の原産材料であって、他の締約国において産品を生産するために使用されたものについては、当該産品を完成させるための作業又は加工が行われた当該他の締約国の原産材料と見做す



Back-to-Back規定 附属書4 運用上の証明手続 第3規則

- 4(a) 第二規則5の規定にかかわらず、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体によって原産地証明書(以下この4において「最初の原産地証明書」という。)が発給された原産品が輸入締約国から他の締約国に輸出される場合において、当該輸入締約国における輸出者又は権限を与えられたその代理人が有効な最初の原産地証明書を提示して申請を行うときは、当該輸入締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、当該原産品のための新たな原産地証明書として、連続する原産地証明書を発給することができる。
 - (b) (a)の規定に基づき連続する原産地証明書が発給される場合には、第三章及びこの附属書に規定する「輸出締約国の原産品」については、その権限のある政府当局又はその指定団体が最初の原産地証明書を発給した締約国の原産品とみなす http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/pdfs/ajcep_k4.pdf



(参考)品目別規則ルールの特徴

品目別規則のルール	日本との協定	
1. ASEAN第三国産材料の 使用許諾ルール	シンガポール、マレーシア、タイ、インドネ シア、ブルネイ、フィリピン、ベトナム	
2. IOTC登録船舶漁獲材料の 使用許諾ルール	タイ、フィリピン	
3. 化学反応ルール	シンガポール、タイ、インドネシア、ブルネ イ、チリ	

(注) 日本・ASEAN包括的経済連携協定には上記3ルールは無い。

(参考)日本のEPAのロールアップ規定、 トレーシング規定、ロールダウン

	ロールアップ規定	ロールダウン	トレーシング規定
日本シンガポールEPA	第24条	無	第23条、第24条の解釈
日本メキシコEPA	第27条	無	第22条1項及び第27条の解 釈から"有"
日本マレーシアEPA	第29条1項	無	第29条2項
日本チJEPA	第33条	有	無
日本タイEPA	第29条	有	無
日本インドネシアEPA	第30条1項	無	第30条2項
日本ブルネイEPA	第25条1項	無	第25条2項
日本ASEAN CEP	第29条	有	無
日本フィリピンEPA	第30条1項	無	第30条2項
日本スイスEPA	附属書2第5条1項	無	OP. Rule6 2-4事例(註)
日本ベトナムEPA	第29条	有	無
日本インドEPA	第31条	有	無
日本ペルーEPA	第43条	無	第43条(c)の解釈

OP: Operational Procedures = 附属書2に関する運用上の手続規則